

平成21年度税制改正に関する要望

平成20年9月

名古屋商工会議所

緩やかながらも戦後最長の景気拡大を続けてきたわが国経済であるが、サブプライム問題の長期化による米国経済の後退や、原油・原材料価格の高騰、個人消費の低迷などを背景に後退局面に転じはじめたことから、早期に景気減速への歯止めをかけ、再び回復基調へ復帰させることが喫緊の課題となっている。

こうしたなか、政府がタイムリーかつスピーディーに「安心実現のための緊急総合対策」を策定されたことは大いに評価できる。

そのうえで、地域経済の活力の源泉である中小企業に対するさらなる支援策の充実や、地域間格差の是正等に大きく寄与する高速道路料金体系の抜本的な見直しを、より一層進められるとともに、税制面からのバックアップを図られるべきである。

平成21年度税制改正では、中小企業者の事業意欲の醸成・促進に資する事業承継税制の実効ある施行をはじめとした各種支援や、諸外国との国際的なイコールフットィングの確保による国際競争力の維持、ならびに個人消費の拡大などの視点に立った思い切った改革がなされるべきである。

また、少子・高齢化が進展するなか、社会保障制度のあるべき姿が求められているが、安易な増税に頼るのではなく、しっかりとした議論のもとで国民の理解と信頼を得る永続的な制度の設計とともに、徹底した歳出削減の断行が優先されるべきものとする。

以上のような基本的な考えに基づき、平成21年度税制改正について下記のとおり要望する。

目次

網掛け部分は重点要望項目

I. 中小企業関連税制	1
1. 実効ある事業承継税制の施行	1
2. 役員給与の損金算入制度の見直し	2
3. ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の拡充	3
4. 留保金課税の撤廃	3
5. 中小法人の定義の拡大と軽減税率の引き下げおよび適用所得金額の引き上げ	3
6. 中小企業等基盤強化税制の延長	3
7. 企業再編に係る配当還元方式の見直し	3
II. 企業税制	4
1. 法人実効税率の引き下げ	4
2. 国外所得免除方式への移行	4
3. 欠損金繰戻還付制度の適用停止措置の廃止	4
4. 事業所税の廃止	4
5. 知的財産権における税制面での優遇措置	5
III. 個人税制	5
1. 退職所得控除の据え置きと現行方式の維持	5
2. 少子化対策のための優遇措置の拡充	5
IV. 土地・資産に係る税制	6
1. 固定資産税・都市計画税の負担の軽減	6
2. 証券税制に係る限定軽減措置の拡充	6
3. 住宅関連税制の延長・拡充	7
4. 特定事業用資産の買換特例の延長	7
5. 土地譲渡益課税制度の見直し	7
6. 中心市街地活性化のための税制措置	8
7. まち再生促進税制の延長	8
8. 地価税・特別土地保有税の廃止	8
V. 地域に係る税制	9
1. 地域防災に係る税制優遇措置の拡充	9
2. 中部国際空港株式会社に係る法人事業税の外形標準課税の特例措置の延長	9
3. 観光事業に係る税制の拡充	9
4. 地方法人特別税が及ぼす地方財政への影響の削減	9
VI. 環境税の導入反対	10
VII. 徴税の簡素化並びに電子申告・納税システムの整備	10

I. 中小企業関連税制

網掛け部分は重点要望項目

1. 実効ある事業承継税制の施行

わが国経済の活力の源泉である中小企業の円滑な事業承継がなされるか否かは、一企業の問題にとどまらず、永年培われてきた経営ノウハウや技能・技術の伝承、雇用機会の維持・拡大など、地域経済にとっても非常に重要な問題であるといえる。

そうしたなか、21年度税制改正において、「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」が創設されることは、大いに評価できる。

ついては、この納税猶予制度の実効ある施行をはじめとして、中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた以下の支援を行われたい。

(1) 取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度の実効ある施行

制度創設にあたっては、雇用確保や経済活力の維持に資するためにも、中小企業経営者にとって真に使い勝手のよい制度とされたい。

- 計画的な事業承継の促進の観点から、自社株式の相続時精算課税制度の活用による生前贈与分も納税猶予の適用対象に含められたい。
- 5年間の事業の継続要件については、過度に抑制的な取り扱いとならないように運用に留意されたい。
- 猶予税額の免除について、以下を認められたい。
 - ・ 株式保有継続期間について、後継者の死亡時ではなく、一定期間経過後に猶予税額の特定割合の納付を持って残額免除とする選択肢を創設する。
 - ・ 新たな後継者に株式を生前贈与した場合には、該当株式に係る猶予税額を免除する。
 - ・ やむを得ず事業継続が困難となり株式を売却する際に、対象株式の時価が猶予税額より下落していた場合には、売却価格を上限に納税すれば猶予税額を免除する。
 - ・ 会社が倒産等した場合には、猶予税額を免除する。

(2) 取引相場のない株式の評価方法の見直し

相続税納税猶予制度を活用する後継者以外の相続人にとっては、取引相場のない株式の評価方法の見直しは引き続きの要望事項である。

取引相場のない株式は換金性に乏しいことを勘案のうえ、引き続きその評価方法の見直しについて検討されたい。

特に、類似業種比準価額計算上の基となる標本会社の選定基準を明らかにし、一定期間固定化するとともに、業種目別株価等を2ヵ月以内に発表するなど、審査の透明性・公平性・迅速性を高められたい。

(3) 相続税の課税方式見直しに際しての実効ある検討

平成21年度税制改正において相続税の課税方式を遺産取得課税方式に改めることを検討するとされているが、同課税方式は昭和25年から採用されたものの、昭和32年に現行の法定相続分課税方式に改正された経緯がある。今一度、その当時の事情を再検証するなどし、現行税制と比較して増税とならないよう課税方式のあり方について十分な検討をされたい。

(4) 自己株式のみなし配当課税の撤廃

非上場株式の発行会社への売却については、相続後は株式譲渡益として20%の課税であるが、相続前は、みなし配当として最高50%の税率で課税される。

については、相続前の自己株式購入などによる事業承継の円滑化を図るため、このみなし配当課税を廃止されたい。

2. 役員給与の損金算入制度の見直し

景気が減速傾向に転じた近時の経営環境下においては、役員が率先して給与を減額するなどの時宜を得た対応が必要となるが、「定期同額給与」及び「事前確定届出給与」に係る業績悪化改定事由が不明確なため損金算入が認められないなどの事例が生じている。

については、健全な事業運営のためにも改定事由を企業実態に合わせたうえで明確化をされたい。

また、特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限について、平成19年度税制改正において適用除外基準の引き上げがなされたが、そもそも法人税法上に所得税の論理を持ち込むこと自体に無理があり、非該当会社との間で、課税の不公平があることから、全面的な廃止を検討されたい。

3. ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の拡充

ベンチャー企業・新規創業支援のため、以下を実現されたい。

- エンジェル税制における繰越控除期間を3年から5年へ延長されたい。
- 設立後5年間に生じた欠損金の無期限の繰越控除を認められたい。

4. 留保金課税の撤廃

留保金課税については、平成18、19年度税制改正における2年続けたの大幅な要件緩和により、大半の企業が控除対象になっており、留保金課税の存在意義はなく、法人税と二重課税となっていることから、全面的な廃止を検討されたい。

5. 中小法人の定義の拡大と軽減税率の引き下げおよび適用所得金額の引き上げ

中小企業の体質強化の観点から、税法上「資本金1億円以下」となっている中小法人の定義を、平成11年に改正された中小企業基本法の定義に合わせて「資本金3億円以下」に改められたい。

また、中小法人の軽減税率を引き下げるとともに、適用所得額を現行800万円から1,500万円に引き上げられたい。

6. 中小企業等基盤強化税制の延長

中小の卸・小売業、ならびにサービス業者は、消費者ニーズの多様化に加え、激化する業態間競争、個人消費の低迷など、非常に厳しい経営環境におかれている。

こうしたなか、中小企業等基盤強化税制の適用期限が平成21年3月31日に到来する。この制度は、中小企業投資促進税制とは異なり対象器具・備品に制限がないことから、事業者には利用しやすく、加えて20年度税制改正により延長・拡充された人材投資促進税制も本基盤強化税制のなかに位置づけられたことから、是非とも期限延長をされたい。

7. 企業再編に係る配当還元方式の見直し

現在、中小企業にとっても企業再編は重要な経営選択肢の一つとなっており、税制上においても促進のための優遇措置が設けられているところである。

しかしながら株主数が50人以上の中小企業が、株式交換・株式移転という企業再編を行う場合に、現行の配当還元方式を用いた評価では過大に高額となるケースがある。

これは、19年度税制改正時に評価算式において資本金から資本金等に変更されたにもかかわらず、従前の2円50銭ルールが例外なく適用されることに起因する。

については、株主が50人以上の場合の株式移転・株式交換の場合には、2円50銭ルールを適用しないよう見直しをされたい。

II. 企業税制

1. 法人実効税率の引き下げ

これまで数次の改正により法人税率が引き下げられたが、経済のグローバル化が一層進展するなかで、企業が国や地域を選ぶ時代であり、企業の経済活動にとって魅力ある国、地域となることが、わが国の国際競争力の維持につながるといえる。

こうしたなか、各国では法人税率の引下げが進められており、今日では我が国が主要国で最も高い水準となっている。(欧州諸国30%前後、アジア諸国20%台)

については、国と地方を合わせた法人実効税率を欧州諸国並みをめざして引き下げられたい。

2. 国外所得免除方式への移行

グローバル化の進展に伴いわが国企業の海外展開が加速しているなか、現行の外国税額控除方式の下では、海外利益が過度に海外に留保されていくという事態を招いている。

については、海外利益の国内流入を促し、国内でのイノベーションを促進するためにも国際的に主流となっている国外所得免除方式に移行されたい。

3. 欠損金繰戻還付制度の適用停止措置の廃止

欠損金繰戻還付制度は、事業年度課税の欠陥を補うものとして法人税法に規定されているにも関わらず、平成4年度にその適用が停止され、現在も、設立後5年以内の中小企業者等を除き適用停止のままである。

企業継続の原則に立ち、適用停止措置を廃止されたい。特に中小企業は、規模・業種・地域によって大きな格差が生じているなど厳しい経営環境におかれていることから、早急に繰戻還付制度の適用を認められたい。

4. 事業所税の廃止

事業所税は、資産割部分については「固定資産税」等と、従業者割については「外形標準化された法人事業税」と二重課税となっており、また、企業および人口の集積している都市部にのみ課税され、都市間の公平性の観点からも問題であり、事業所税を廃止されたい。

5. 知的財産権における税制面での優遇措置

「知的財産立国」を目指すわが国にとっては、知的財産の保護・利用・流通を促進させることが重要であるが、これらに係る費用は企業にとって大きな負担となっており、とくに国際特許並びに商標登録に関する費用負担は多大なものである。

このため、知的財産権の取得費用の一定割合を税額控除または特別償却できる制度を創設されたい。また、保有する知的財産権を譲渡する際の所得課税を軽減されたい。

Ⅲ. 個人税制

1. 退職所得控除の据え置きと現行方式の維持

昨今における雇用形態や就業構造の変化の中で、退職金の支給実態が多様化していることなどから、退職所得控除については見直すべきとの指摘がつつとになされているところである。

しかしながら、退職所得については、高齢化の進展に伴い一段と長くなる老後を支える生活保障的な所得であることなどから、特別の配慮が必要であり、勤続年数に応じた退職所得控除額を据え置くとともに、収入金額から退職所得控除額を差し引いて二分の一にして課税する現行の方式を維持されたい。

2. 少子化対策のための優遇措置の拡充

急速に進展する少子化に対して、子育て世帯への経済的支援並びに労働力増強のため、以下に配慮されたい。

- これ以上の少子化に歯止めをかけ、国力の維持・向上を目指す観点から、子育て世代の負担軽減のために、扶養控除制度等を充実されたい。
- 配偶者控除については、いまや企業活動にとって重要な担い手であるパート労働者に配慮し、対象となる配偶者の給与収入を「103万円以下」から引き上げられたい。

また、平成21年3月31日に適用期限が到来する「事業所内託児施設等の割増償却」については、子育て世代の労働力化に不可欠であり、是非とも期限を延長されたい。

IV. 土地・資産に係る税制

1. 固定資産税・都市計画税の負担の軽減

(1) 土地に係る固定資産税・都市計画税の引き下げ

商業地を中心として根強い重税感があることから、企業負担の軽減によって、その活力を地域経済の発展につなげるという観点に立って、税率引き下げや評価方法の見直しを含めた抜本的な税負担の軽減措置を講じられたい。

(2) 家屋に係る固定資産税・都市計画税の見直し

家屋の評価についても、現行の評価基準は非常に複雑なうえ、法人税法上の法定耐用年数に相当する経過年数が長く設定されている等の問題があり、見直しを図られたい。

(3) 償却資産に係る固定資産税の見直し

平成19・20年度の税制改正において法人税法上の減価償却制度が抜本的に見直されたことから、納税事業者の事務負担軽減のためにも償却資産に係る固定資産税の評価方法について、早急に法人税法に合わせた見直しをされたい。

2. 証券税制に係る限定軽減措置の拡充

平成20年度税制改正において、上場株式等の譲渡益や配当への軽減税率(10%)を廃止し、原則20%とした上で、平成21年から2年間500万円以下の譲渡益と100万円以下の配当金に対してのみ引き続き軽減(税率10%)するとされた。

しかしながら、サブプライムローン問題の長期化とともに国際金融市場の不安定化が続いており、加えてわが国経済が後退局面に転じるなど、ここにきてわが国の金融・証券市場においても先行きの不透明感が生じ始めている。

については、金融・証券市場を活性化し、景気の減速傾向に歯止めをかけるためにも、平成21年から2年間の軽減税率10%の適用要件である金額制限をなくされたい。

また、特に高齢者層(60歳以上の個人)については、非課税とするよう配慮されるとともに、実務上の簡便性についても特段の配慮をされたい。

3. 住宅関連税制の延長・拡充

個人消費が低迷しているなか、経済への波及効果が大きい住宅投資を促進するために、以下の優遇制度の期限を延長されたい。

(1) 住宅ローン減税の延長・拡充

平成20年12月31日に到来する期限の延長とともに、控除対象限度額を3千万円へ増額し、控除期間15年、控除率1%に一本化するなどの制度拡充を図られたい。

また、住宅ローン減税制度の最大控除額まで所得税が控除されない者については、その額を15年間、個人住民税から減額されたい。

(2) 住宅に係る登録免許税ならびに土地・住宅に係る軽減税率等の延長

平成21年3月31日に到来する期限を延長されたい。

(3) 既存住宅の各種改修促進税制の延長

平成20年12月31日に適用期限が到来する耐震改修促進税制、バリアフリー改修促進税制、省エネ改修促進税制については、いずれも社会ニーズに即応するものであり、期限を延長されたい。

4. 特定事業用資産の買換特例の延長

平成20年12月31日に期限が到来する本特例は、取得後10年を超える事業用の土地・建物等から土地・建物・機械装置等への買換えを優遇するものであり、わが国製造業の生産性向上ならびに、地域への立地促進、中心市街地の活性化に資するものである。

とりわけ、間接金融に頼らざるを得ない中小企業者にとっては、遊休資産等の処分による再投資資金捻出効果は大きいことから、是非とも期限を延長されたい。

5. 土地譲渡益課税制度の見直し

損失補填のために土地を売却した場合、法人は土地譲渡益重課制度の適用停止措置により土地の譲渡所得への課税はないが、個人事業主の場合は譲渡所得に課税されるため損失補填という所期の目的を達することが困難となっている。

このため、転業等によって事業転換を図る際など、個人事業主には大きな阻害要因となることから、損失補填のために売却した場合の土地の譲渡所得については、個人の事業所得との損益通算を認められたい。

また、平成20年12月末までとなっている法人の土地譲渡益重課制度の適用停止期間を延長されたい。

6. 中心市街地活性化のための税制措置

少子高齢化が進展し人口の減少が予想されるなかで、中心市街地における既存のストックや多様な都市機能の集積を活用し、伝統・文化が継承され、事業機会や活力があふれる安全・安心で美しい21世紀型の中心市街地を実現するため、中心市街地の土地・建物の有効活用、事業所等の立地、まちなか居住の促進などを推進する必要がある。

このため、以下の税制措置を講じられたい。

- 中心市街地活性化に資する土地、建物に対する固定資産税について、軽減を図られたい。特に、中心市街地の活性化に大きく寄与する新築・増改築については、一層の配慮を行われたい。
- 郊外からの移転など、中心市街地への人や施設の集中を促すために、居住用および事業用資産の買換え特例の拡充、登録免許税および不動産取得税の軽減を図られたい。

7. まち再生促進税制の延長

都市再生緊急整備地域においては、民間のノウハウ活用により先進的な街づくりが進められていることから、平成21年3月31日に到来する適用期限を延長されたい。

8. 地価税・特別土地保有税の廃止

国土交通省発表による「主要都市の高度利用地地価動向報告(平成20年第2四半期)」では、三大都市圏および地方圏ともに、上昇傾向の鈍化・下落の傾向が顕著となっており、地価税、特別土地保有税の役割は終わっているといえる。

については、平成10年より課税が停止されている地価税を廃止するとともに、平成15年より課税が停止されている特別土地保有税については徴収猶予分も含め完全廃止とされたい。

V. 地域に係る税制

1. 地域防災に係る税制優遇措置の拡充

今年度においても岩手・宮城内陸地震などの大規模地震発生により甚大な被害が生じている。

については、東海地震、東南海地震、南海地震の強化指定地域における防災対策を促すために、耐震強度を向上させる改修等を行った工場や事業所等に係る固定資産税等の優遇制度や、耐震補修・改善等に係る資本的支出の全額損金算入など、思い切った措置を講じられたい。

2. 中部国際空港株式会社に係る法人事業税の外形標準課税の特例措置の延長

平成16年の法人事業税の外形標準課税導入に際し、中部、関西の両国際空港会社などに対し創設された資本割額の軽減措置の適用期限が21年3月31日に到来する。

環境に配慮した海上空港の設置、整備、ならびに運営・管理を担う中部国際空港株式会社は、その事業特性故に多額な資本金を有する財務構造となっている。

については、わが国のモノづくりをリードする中部経済圏の表玄関として、引き続き国内外に向けた物流・人流の促進に大きな役割を安定的に果たしていくためにも、特例措置の期限を5年間延長されたい。

3. 観光事業に係る税制の拡充

当地域からの取り組みが全国的な広がりを見せている産業観光は、生産現場(工場・工房等)や歴史的文化的価値の高い産業文化財(産業遺産・工場遺構等)などを観光資源としているが、維持負担が大きい。

そこで、観光促進、並びに後世へ貴重な文化財を継承するために産業文化財の固定資産税、修繕・維持費用等に係る優遇措置を創設されたい。

また、政府登録ホテル等の建物に対する固定資産税の軽減措置の全国での完全実施、地域の観光振興に資する集客施設などの軽減措置対象への拡大、並びに観光客誘致のためのイベントに対する寄付金の損金算入を認められたい。

4. 地方法人特別税が及ぼす地方財政への影響の削減

20年度税制改正において暫定措置として地方法人特別税が創設されたが、その後、わが国の景気が急速に後退に転じていることを鑑み、減収となる自治体の財政運営に及ぼす影響を極力削減するよう、同特別税の早期廃止も含めて、適切な財政措置を講じられたい。

VI. 環境税の導入反対

環境税は、温室効果ガスの総排出量に応じて課税する、まさに経済統制的な手法であり、「環境と経済の両立」を阻害するものである。

温室効果ガス抑制については、税で対応すべきものではなく、国民のライフスタイルの変更など社会全体で取り組むべき問題である。

むしろ、省エネ改修・緑化の推進など、環境に配慮した経営に取り組んでいる企業・個人に対して、税制優遇や金融支援措置のさらなる拡充や、環境対策に関する技術開発支援等によって、環境対策を積極的に後押ししていくべきである。

よって、環境税の導入には反対である。

VII. 徴税の簡素化並びに電子申告・納税システムの整備

現在わが国では、国と地方自治体（県・市町村）それぞれが徴税権を持ち、徴税業務を行っているが、税務行政の効率化と納税者の負担軽減を図るため、国と地方自治体の徴税業務を一元化されたい。

また近年、時価会計の導入など企業会計の変革が進み、税務との乖離が大きくなり、企業は納税額の確定のために非常に煩雑な作業を強いられている。ついては、会計と税務の整合性の確保による分かりやすさ、納税事務の簡素化について検討されるとともに、パブリックコメントのように広く一般から意見を聞く仕組みの創設についても検討されたい。

併せて、電子申告・納税システムについて、別途郵送が必要な添付証票等の電子化とともに、国税と地方税のすべてが対象となるような環境整備を行われたい。

さらに、電子申告・納税システムの利用を促進させるために、平成20年分の個人所得税の確定申告までを対象とした税額控除制度の対象期間の延長、ならびに法人向けの電子申告減税を導入されたい。

以上